



茨労発基0201第5号の2
令和3年2月1日

一般社団法人 茨城県建設業協会
会長 殿

茨城労働局長



特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

平素より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第12号。）が令和3年1月26日に公布され、同日から施行されることになりました。

改正内容については、別添令和3年1月26日付け基発0126第2号の記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方をお願いいたします。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 12 号。以下「再改正省令」という。)が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 89 号。以下「特化則等改正省令」という。)が令和 2 年 4 月 1 日に公布され、原則令和 3 年 4 月 1 日から施行されるが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令を再度改正することとしたこと。

また、特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 128 号。以下「粉じん則等改正省令」という。)で新たに記録及び保存することとされた測定結果等について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「e-文書省令」という。)を改正し、電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

2 改正の概要

- (1) 特化則等改正省令附則第 2 条(経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存)関係

特化則等改正省令附則第2条に第2項を新設し、同条の経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）中に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等の記録及び保存を義務付けることとしたこと。

(2) 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

特化則等改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「新特化則」という。）第38条の21第2項に規定する屋内作業場について、同条第7項の規定による、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認等に関し、令和4年3月31日まで適用しないとしていたところ、令和5年3月31日まで適用しないこととすること。

(3) e-文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係

以下の①～③の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

- ① 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第7項関係）。
- ② 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第8項関係）。
- ③ 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと（粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第6条の4第3項関係）。

3 施行日

再改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記(3)（e-文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係）については、令和3年4月1日から施行することとしたこと。

第2 留意事項

1 特化則等改正省令附則第2条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

溶接ヒュームの濃度の測定結果について、経過措置期間前（具体的には令和3年4月1日前）に当該測定を実施した場合であっても、結果を記録し、及び保存することが重要であること。

2 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

呼吸用保護具の適切な装着の確認（以下「フィットテスト」という。）については、令和5年4月1日から適用することとなるが、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具の選択（新特化則第38条の21第6項）については、特化則等改正省令附則第3条の規定のとおり、令和4年4月1日から適用するものであること。

なお、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和2年7月31日付け基発0731第1号。以下「マスク告示施行通達」という。）の第2の3（1）ウにおいて「本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。」とあるが、フィットテストの実施者に対する教育実施要領については、別途示す予定であること。

第3 その他

関係通達の改正

マスク告示施行通達のうち、第2の4（3）「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号）の第1の2（2）中最後に改行し「ただし、特化則第38条の21第6項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、この限りでないこと。」を加える。」を削除すること。

○厚生労働省令第十二号
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
附 則		
	<p>（測定等に関する経過措置）</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次項及び次条において「新規規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>2 前項の期間内における新規規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。</p> <p>第三条 新規規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 新規規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。</p>	<p>（測定等に関する経過措置）</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第三条 新規規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p>

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
 第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存 第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存 第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(略)
(略)	粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)	第六条の四第三項の規定による記録の保存 第十八条の規定による記録の保存

表二、表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録 第三十八条の二十一第七項の規定による記録 第三十八条の二十一第八項の規定による記録	(略)
(略)	粉じん障害防止規則	第六条の四第三項の規定による記録 第十八条の規定による記録

改 正 前

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存 (新設) 第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存 (新設)	(略)
(略)	粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)	(新設) 第十八条の規定による記録の保存

表二、表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録 (新設) 第三十八条の二十一第七項の規定による記録 (新設)	(略)
(略)	粉じん障害防止規則	(新設) 第十八条の規定による記録

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働

省令第八十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(測定等に関する経過措置)</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次項及び次条において「新規則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>2 前項の期間内における新規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第八十九号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。</p> <p>第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>(測定等に関する経過措置)</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次条において「新規則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>(新設)</p>

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(略)	(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	(新設)	(新設)	(略)	(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）

(略)

表二～表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

粉じん障害防止規則		(略)	特定化学物質障害予防規則			
			(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	第三十八条の二十一第七項の規定による記録	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
(略)	第十八条の規定による記録	第六条の四第三項の規定による記録				

(略)

表二～表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

粉じん障害防止規則		(略)	特定化学物質障害予防規則			
			(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(新設)	(新設)
(略)	第十八条の規定による記録	(新設)				

(略)

(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する
省令等の一部を改正する省令案について

令和2年11月18日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

改正概要

1 【特化則等改正省令附則第2条の改正】 経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存
令和4年3月31日までに実施した、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等について、記録及び保存を義務付けること。

2 【特化則等改正省令附則第3条の改正】 呼吸用保護具の装着の確認
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について、令和4年4月1日から義務付ける予定を令和5年4月1日に延期すること。

3 【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存
特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができるとすること。

※特化則等改正省令…特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）

e-文書省令…厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

1【特化則等改正省令附則第2条の改正】経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

- (1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならぬこと。
(特化則第38条の21第2項関係)
- (2) (1)の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならぬこと。
(特化則第38条の21第8項関係)

【附則】

- (1) 本則(1)の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、令和4年3月31日までに、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならぬこと。
- (2) 本則(2)の適用について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に測定した結果等の記録及び保存がされないのである。

○ 今回改正

経過措置期間に測定した結果等（附則(1)）について、必要な事項を記録し、保存することとする。

※記録する事項は、第38条の21第8項（測定日時、測定方法、測定結果等）に同じ。

※記録及び保存された測定結果等は、経過措置期間後、有効な呼吸用保護具の選択に使用。

(特化則第38条の21第6項関係)

2【特化則等改正省令附則第3条の改正】呼吸用保護具の装着の確認

- 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認しなければならないこと。

（特化則第38条の21第7項関係）

【附則】

上記について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

大臣告示（※）において、日本産業規格（JIS）T 8150に定める方法を引用している。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）
第3条 特化則第38条の21第7項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第6項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格 T 8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタ呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

当該規格は現在、改正作業中。

公示は当初令和2年度中の予定であったが、令和3年度になる見込みであり、改正後の当該規格に基づく呼吸用保護具の装着の確認への対応に準備期間が必要。

- 今回改正

上記経過措置について延期し、令和5年3月31日までの間は適用しないこととする。

3【e-文書省令の改正】電磁的記録による作成及び保存

○前回改正

【改正省令】

- (1) 空气中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)
- (2) 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)
- (3) 空气中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(粉じん則第6条の4第3項関係)



○今回改正

上記省令において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができる。

具体的には、e-文書省令の別表中に、上記(1)～(3)の規定を追加することとする。

施行期日等

公布日：令和3年1月(予定)

施行期日：公布の日

(ただし、改正概要3(電磁的記録による作成及び保存)は令和3年4月1日(予定))

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日、フィットテストの実施については、令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものであります。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



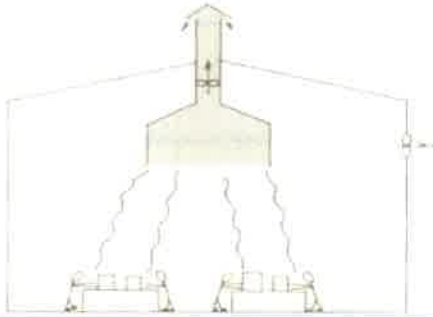
溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

2. 特定化学物質としての規制

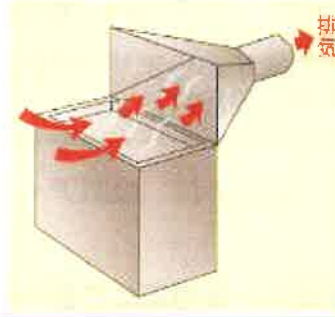
(1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者(→6ページ)が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



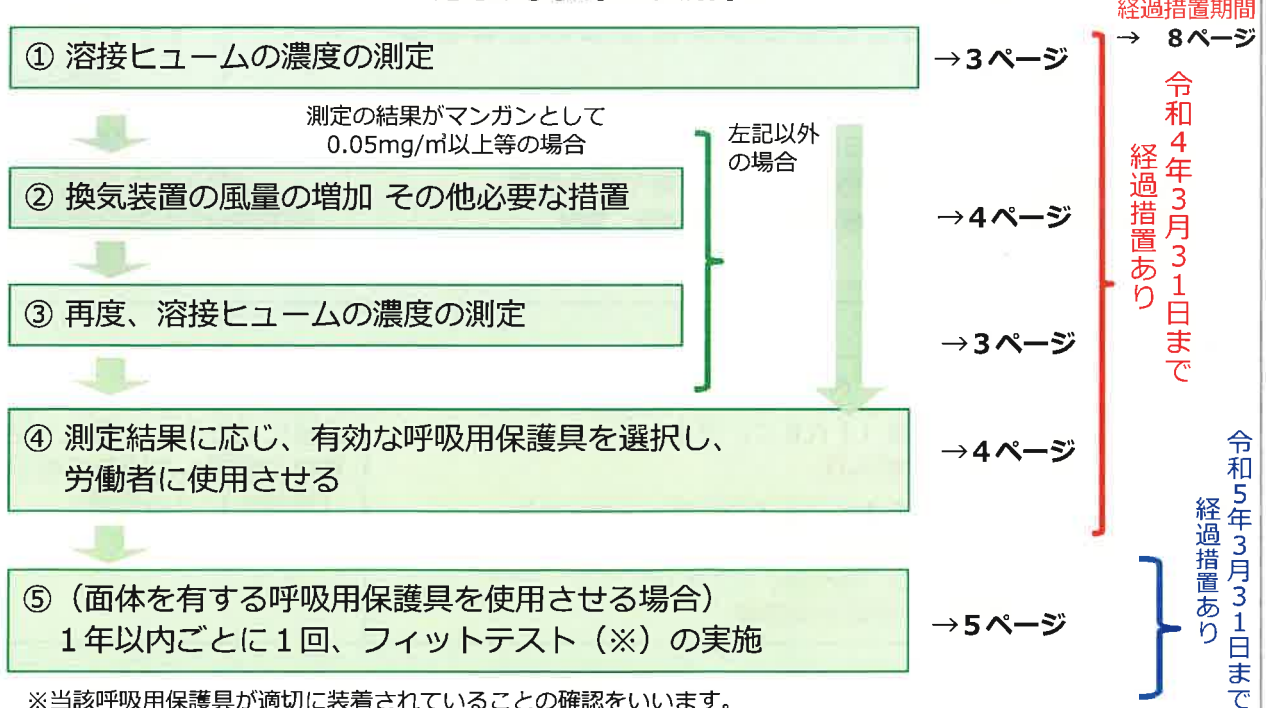
(2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。

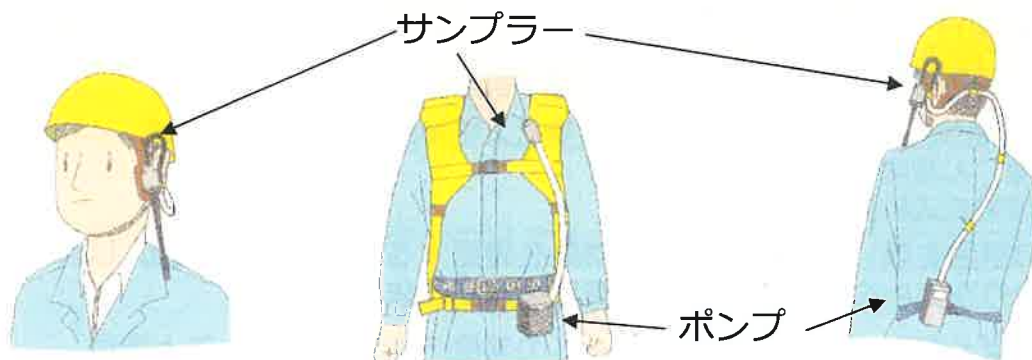
- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ



①③溶接ヒュームの濃度の測定等 (測定等告示*第1条)

個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。



(注) 個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきものです。

個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空气中的溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。
- ② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
 - ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る）**の労働者に対して行います。
※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。
 - ・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- ③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- ④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等
(令和2年厚生労働省告示第286号)

②換気装置の風量の増加その他の措置 (特化則第38条の21第3項)

- ① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます (次に該当する場合は除きます。)
- ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m³を下回る場合
 - ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
- ③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します (3年保存)。

※ 経過措置期間中 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) に濃度の測定等を行った場合は、必要な事項を記録し保存 (3年間) する必要があります。

※ 測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることが可能です。

④呼吸用保護具の選択の方法 (測定等告示第2条)

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値 (C) を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧 (抜粋)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数		
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50	
			RS2又はRL2	14	
			RS1又はRL1	4	
		半面形面体	RS3又はRL3	10	
			RS2又はRL2	10	
			RS1又はRL1	4	
	使い捨て式		DS3又はDL3	10	
			DS2又はDL2	10	
			DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000	
		A級	PS2又はPL2	90	
		A級又はB級		PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50	
		A級	PS2又はPL2	33	
		A級又はB級		PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25	
A級			20		
S級又はA級		PS2又はPL2	20		
S級、A級又はB級		PS1又はPL1	11		

(注) RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤ **フィットテストの方法** (測定等告示第3条) ※2023 (令和5) 年4月1日 から施行

● **フィットテストの方法**

① **JIS T8150** (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質※の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● **フィットテストの記録の方法**

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

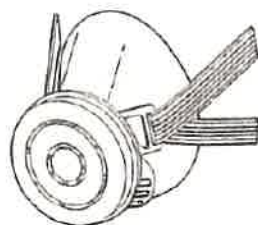
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し**、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

(4) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、**5年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

(5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① 安全衛生教育（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② ぼろ等の処理（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ 不浸透性の床の設置（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ 立入禁止措置（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ 休憩室の設置（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ 洗浄設備の設置（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

- ・洗顔、洗身またはうがいの設備
- ・更衣設備
- ・洗濯のための設備

⑧ 喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります（測定を行った場合は、令和4年3月31日までに「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。）</p> <p>※ 経過措置期間中（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に濃度の測定等を行った場合は、必要な事項を記録し保存（3年間）する必要があります。</p> <p>溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>					<p>溶接ヒュームの濃度測定 (2022(令和4)/4/1~)</p>							
									<p>換気風量の増加その他必要な措置 (2022(令和4)/4/1~)</p>			
									<p>再度の溶接ヒュームの濃度測定 (2022(令和4)/4/1~)</p>			
									<p>呼吸用保護具の選択・使用 (2022(令和4)/4/1~)</p>			
									<p>フィットテストの実施 (2023(令和5)/4/1~)</p>			
特定化学物質作業主任者の選任									<p>選任義務 (2022(令和4年)/4/1~)</p>			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									<p>実施義務 (2021(令和3年)/4/1~)</p>			

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物質)になります

令和3(2021)年4月1日施行(一部、経過措置あり)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン^{※1}」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになった^{※2}ことから、これら物質は**特定化学物質(第2類物質)**として加えられる等の改正が行われました。

※1 これまで、**マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)**とされていましたが、「**塩基性酸化マンガン**」が特定化学物質障害予防規則の適用物質となったことにより、今後は「**マンガン及びその化合物**」になります。

※2 「**塩基性マンガン**」暴露による神経機能障害が確認されています。「**溶接ヒューム**」にも「**塩基性マンガン**」が含まれていますが、肺がんのリスク上昇など毒性や健康への影響が異なる可能性が高いことから、「**溶接ヒューム**」と「**塩基性マンガン**」を独立した特定化学物質(第2類物質)として追加されることになりました。

1 共通事項(「溶接ヒューム」・「塩基性酸化マンガン」)

(1) 作業主任者の選任(労働安全衛生法第14条、特定化学物質障害予防規則第27条)

施行期日：令和4年4月1日～(経過措置)

- ・ 「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う作業(屋内、屋外は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記の作業については、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、作業主任者の職務を行う必要があります。

(2) 作業環境測定の実施(労働安全衛生法第65条、特定化学物質障害予防規則第36条)

- ・ 「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6ヶ月以内ごとに1回、定期に作業環境測定を行う必要があります。

「**溶接ヒューム**」については、**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の作業環境測定は適用除外**となりますが、**有効な呼吸用保護具を選定するための空気中の溶接ヒューム濃度(裏面2参照)の測定**を行う必要があります。

(3) 特殊健康診断の実施(労働安全衛生法第66条第2項、特定化学物質障害予防規則第39条)

- ・ 「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う作業(屋外、屋内は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を実施する等の必要があります。
- ・ 健康診断の項目は、「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的には同じです。
- ・ 金属アーク溶接作業等作業については、従来、じん肺法に基づく**じん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施する必要**があります。

(4) その他

「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。

- ・ 安全衛生教育(雇入れ時・作業内容変更時)(労働安全衛生規則第35条)
- ・ ぼろ等の処理(特定化学物質障害予防規則第12条の2)
- ・ 不浸透性の床の設置(特定化学物質障害予防規則第21条)
- ・ 立入禁止措置(特定化学物質障害予防規則第24条)
- ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等(特定化学物質障害予防規則第25条)
- ・ 休憩室の設置(特定化学物質障害予防規則第37条)
- ・ 洗浄設備の設置(特定化学物質障害予防規則第38条)
- ・ 喫煙又は飲食の禁止(特定化学物質障害予防規則第38条の2)
- ・ 有効な呼吸用保護具の備え付け等(特定化学物質障害予防規則第43条及び同規則45条)

2 「溶接ヒューム」へのばく露防止関係

(特定化学物質障害予防規則第38条の21)

「溶接ヒューム」のばく露防止のため、**金属アーク溶接等作業**※について、以下が規定されます。

※ 「**金属アーク溶接等作業**」とは、
◎アークを熱源とした金属溶接(TIG溶接、プラズマ溶接等も含む)
◎アークを用いた金属の溶断、又はガウジングする作業
◎その他溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業

* アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれます(作業場所の屋内・屋外は問いません。)

* 燃焼ガス(アセチレン等)、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。

* 自動溶接については、溶接中に溶接機のトーチに近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業は含まれますが、溶接機のトーチから離れた操作盤での作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

(1) 全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、**全体換気装置**による換気又はこれと同等以上(**プッシュプル型換気装置、局所排気装置**)の措置が必要です。

(2) 空気中の溶接ヒューム濃度の測定

① **金属アーク溶接等作業**を継続して行う屋内作業場について、**新たな作業方法を採用しようとする際又は作業方法を変更しようとする際**にあらかじめ、**労働者の身体に装着する試料採取機器等**により**空気中の溶接ヒューム濃度を測定**することが必要です。

* 測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者が実施するようにしてください。

* 測定は、個人サンプリング法(作業に従事する労働者の身体に装着する試料測定機器等を用いる測定法)で実施することになります。



- ② ①の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じる必要があります。これらの措置を講じた場合は、効果の確認のため、①と同様の測定を行う必要があります。
- ③ ①、②の測定を行ったときは、必要事項を記録し、**3年間保存**する必要があります。(※測定結果の記録・保存は、電磁的記録による作成、保存が可能です。)

※ 測定は、**経過措置期間(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)中にすべての対象事業場が測定を実施する必要があります。**

(※経過措置期間中の測定結果は、**保存(3年間)**する必要があります。)

※ **令和4年4月1日以降**は、**上記①に該当した場合に測定を実施する必要があります。**

(3) 呼吸用保護具の使用、フィットテストの実施等

① 屋内、屋外を問わず**すべての作業場**について…**施行：令和3年4月1日～**

金属アーク溶接等作業に労働者従事させるときは、**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければなりません。

② **金属アーク溶接等作業**を継続して行う屋内作業場について…**施行：令和4年4月1日～(経過措置)**
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、**空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。

◎ **フィットテストの実施…施行：令和5年4月1日～(経過措置)**

上記②の作業場においては、**1年以内ごとに1回定期に**面体を有する呼吸用保護具について、適切に装着されていることを確認する**フィットテスト**を実施し、その結果を**3年間保存**する必要があります。

(4) 床の掃除等

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。

- ① 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
- ② 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

3 作業環境測定関係

・「**マンガン及びその化合物**」における**管理濃度**(作業環境測定に基づき管理区分を決定するための指標)及び**抑制濃度**(局所排気装置の具備すべき性能に係る指標)について、以下のとおり改正されます。

「**マンガン及びその化合物**」：**マンガン**は、**0.05mg/m³**

・ **個人サンプリング法による作業環境測定**の対象に、マンガン及びその化合物が追加されます。

・ 特定化学物質の濃度測定の方法が、**作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法**とされます。